



東京都労働委員会より

社会からの信用と信頼を失墜！

JR東日本 不当労働行為に認定される

「JR東日本八王子駅

パンフ配布処分事件」

完全勝利！ 全部救済命令交付！

～八王子駅パンフ配布処分事件とは～

2020年5月、八王子駅にて組合員2名が勤務時間外に職場の更衣室内において赴任してきた新入社員に対して組合紹介のパンフレットを渡した。そのことに対して会社は「就業規則23条（勤務時間中等の組合活動）違反」とし、事情聴取及び状況報告書を書かされた。後日、会社は組合員2名に対し「嚴重注意処分」が下された。さらに会社はこの事象に関する「社員の皆さんへ」を八王子支社内の各事業所に掲示した。これらのことが違反に該当するか否か。

この事件の主な争点

- ・ 時間外であるが更衣室内でのパンフレットの手渡し行為が「就業規則23条違反」に該当するのか？
- ・ 「社員の皆さんへ」の掲示が組合活動の支配介入に該当するのか？

東京都労働委員会の命令

～全面的に輸送サービス労組の主張を認める～

- ・ JR東日本は組合員2名に対する**嚴重注意処分の取り消し**。
- ・ 八王子支社管内の各事業場の**従業員の見やすい場所**に「組合員2名の嚴重注意処分を行ったこと、「社員の皆さんへ」の掲示したことは東京都労働委員会において**不当労働行為に認定された**こと。今後このようなことを繰り返さないことを記載した掲示をすること

あらゆる不当労働行為を許してはならない！

当たり前前の労働運動で健全な会社を取り戻そう！